

資料

日本国憲法(抜粋)

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

教育基本法(抜粋)

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(大学)

第7条

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

世界人権宣言(抜粋)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措施によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

国際人権規約(抜粋)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

第13条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

(e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選

択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行なわれる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第15条

1 この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。

(a) 文化的な生活に参加する権利

(b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利

(c) 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。

3 この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。

4 この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。

立命館大学全学協議会会則

1988年3月31日

第2回学園振興懇談会決定

前文

立命館大学は、創設以来の自由の伝統を継承しつつ、とくに戦後は日本国憲法と教育基本法に則った平和と民主主義の教学理念を確立して教育・研究の充実と発展を図り、全国的にも先進的な役割を担いながらその地歩を築いてきた。その基礎には、教授会自治はもちろん教職員全体の組織された力に依拠し、また学生の自治を広汎に承認し尊重する学園運営の貴重な積み上げがあったことを、われわれは誇りとする。

教職員全体そして学生・生徒にも及び総長公選制などとともに、戦後間もなく先駆的な学生参加の試みとして確立した全学協議会の制度が、学園紛争等の試練にも立派に耐えて、本学の全構成員自治の原則にもとづく大きな力量の発展を確実に保障してきたということも、われわれの共通の確信である。

以上の前提のもとに、われわれは、1987年度全学協議会における一致した合意にもとづき、これまで健全な自覚的自治の成長に支えられて慣行的に展開してきた全学協議会システムの今日的到達点の確認の上に、新たな全学協議会会則を制定するものである。

第1条 本学に全構成員自治の原則にもとづく協議機関として、立命館大学全学協議会(以下協議会という)をおく。

第2条 協議会は、以下に定める大学運営に関する諸問題について協議し、学園の発展に資することを目的とする。

(1) 教学改善および学生生活援助に関する事項

(2) 学費および学園財政に関する事項

(3) 学園の事業計画に関する事項

(4) その他本協議会で必要と認めた事項

第3条 協議会は、常任理事会、学友会、大学院生協議会および教職員組合の4者の代表によって構成する。

第4条

1 協議会の開催は、4者の協議にもとづいて随時開催する。ただし、毎年度1回以上の開催を原則とする。

2 協議会の招集は4者の協議にもとづいて、学生部長がこれを行う。

3 協議会の協議事項については、事前に4者による事務折衝を行い、相互に確認する。

4 協議会の議長団は、常任理事会、学友会および教職員組合から選出された者各1名をもって構成する。

第5条 協議会のもとに、4者の代表者若干名による全学協議会代表者会議をおくことができる。

第6条 協議会で確認された事項については、全学の共通の指針として、4者はこれを尊重しなければならない。

第7条 本会則に定められていない事項は、本制度の趣旨にもとづき4者の合意によって運営するものとする。

第8条 協議会の招集および運営・進行に関する実務は、学生部学生オフィスおよび教学部共通教務センターがこれを担当する。

第9条 この会則の改廃は、本協議会における合意を必要とする。

立命館スポーツ宣言

2014年4月9日

学校法人立命館

立命館は、スポーツを人類共通の文化としてその意義と価値を享受することが、個人の幸福と、社会の平和と繁栄にとって不可欠なものであると考え、「立命館憲章」に基づきスポーツを学園づくりのための重要な要素として位置付ける。

立命館は、多様な学びの機会の創造という観点から、スポーツを児童・生徒・学生の「学びと成長の場」と見なし、スポーツの振興と発展に努めてきた。時代の変化に対応し、これまで以上に社会の要請に応えることができる人材を育成するとともに、スポーツの持つ力と役割を改めて学内外に示すことを目的とし、ここに立命館スポーツ宣言を定める。

立命館は、建学の精神と教学理念に基づき、高い水準で、スポーツの振興と発展を担い「未来を信じ、未来に生きる」の精神をもった人間の育成に努める。

立命館は、学祖西園寺公望の「自由主義と国際主義」の精神を受け継ぎ、スポーツの持つ力が言葉や文化、さらには民族、国境を越えた相互理解の手段となると考え、スポーツを通じて、自由にして進取の気風に富んだ国際平和と国際交流に寄与することのできる地球市民の育成に努める。

立命館は、私立の総合学園として、その教育課程においてスポーツをとおした全人教育を実践するとと

もに、クラブ・サークルをはじめとした課外自主活動の振興・発展と環境整備に努める。

立命館は、障がいの有無に関わらず、すべての学園構成員に、スポーツに参加する基本的権利を尊重すると共に、スポーツを日常生活に根付かせ、心身ともに健康な暮らしのために生涯にわたってスポーツに親しむことを奨励する。

立命館は、スポーツの文化価値とその教育における意義を深く認識し、スポーツに関する諸分野での教育・研究を高い水準で推進し、わが国のスポーツの振興・発展をリードする存在となるよう努める。

立命館は、スポーツが学園の理念を具現化する力を持ち、校友・父母を含む学園関係者が一体となることに貢献し、学園の発展を促す重要な原動力となると考え、この振興と発展に努める。

立命館は、スポーツを通じて、老若男女を越えた地域コミュニティの形成と発展に携わり、地域社会の健康で豊かなコミュニティづくりに貢献することを社会的役割の一つとする。

立命館大学校歌 (学園歌)

RITSUMEIKAN DAIGAKU KOUKA (School song)

作詞：明本 京静／作曲：近衛 秀磨／編曲：外山 雄三

あかき血潮 胸に満ちて
AKAKI CHISHIO MUNI NI MICHITE

若人 真理の泉を汲みつ
WAKOUDO MAKOTO NO IZUMI WO KUMITSU

仰げば比叡 千古のみどり
AOGIBA HIEI SENKO NO MIDORI

伏す日に清しや
FUSUME NI KIYOSHIYA

鴨の流れの
KAMO NO NAGARE NO

かがみもとうとし 天の明命
KAGAMI MO TOUTOSHI TEN NO MEIMEI

見よ わが母校
MIYO WAGA BOKOU

立命 立命
RITSUMEI RITSUMEI

Allegro marziale, energico (♩ = ca 100)

勢強く、行進の速度

あ か き ち し お む ね に み ち て わ こ
う ど ま こ と の い づ み を く み つ あ お
げ ば ひ え い せ ん こ の み ど り ふ す
め に き よ し や か も の な が れ の か が
み も と う と し て ん の め い め い み よ
わ が ぼ こ う り つ め い り つ め い

第1部

第1章

第2章

第3章

第4章

第2部

第1章

第2章

第3章

資料

「^{みらい}未来を拓く—^{ひら}ようこそ立命館へ—」編集委員会

委員長	森岡真史	国際関係学部教授・教学部長
副委員長	長澤克重	産業社会学部教授・学生部長
委員	稲田康宏	生命科学部教授・教学部副部長
	真田樹義	スポーツ健康科学部教授・学生部副部長
事務局	教務課	
	衣笠学生オフィス	

*50音順、職位・役職は2020年2月現在

「^{みらい}未来を拓く—^{ひら}ようこそ立命館へ—」

2020年4月1日発行

発行 立命館大学

印刷 山代印刷株式会社